

令和7年度 愛知県社会福祉協議会会費及び種別部会費 算定基準

部会・委員会名等	施設種別	算出 基礎	愛知県社会福祉協議会会費			全国社会福祉協議会	合 計 円
			一般事業費	部会事業費	委員会事業		
高齢者部会	軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	1施設	5,500	定員	500	0	定員
				-50			5,500
				51-99			51-99
				100-149			100-149
				150-			150-
						0	10,000
						10,000	20,000
						20,000	30,000
心身障害ホーム部会 ※注1	障害児通所施設 ・児童発達支援センター 障害児入所施設 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	1施設	5,500	40以下	2,500	500	
				41以上	3,000		
	障害者総合支援法に定める障害者福祉サービス 施設入所支援	1施設	5,500	40以下	2,500	500	身体障害者支援施設
				41以上	3,000		
							10以下
							11-20
							21-30
							31-40
							41-50
							51-60
							61-70
							71-80
							81-90
							91-100
							101-110
							111-120
							121-130
							131-140
							141-150
							151-160
							161-170
							171-180
							181-190
							191-200
							70,000
							80,000
							90,000
							100,000
							110,000
							120,000
							130,000
							140,000
							150,000
							160,000
							170,000
							180,000
							190,000
							200,000
							210,000
							220,000
							230,000
							240,000
							250,000
							260,000
							8,500
							9,000
							6,500
							7,000
							8,000
							8,500
							9,000
							8,500
							8,000
							1-50
							51-60
							61-70
							71-80
							81-90
							91-100
							101-110
							111-120
							121-130
							131-140
							141-150
							151-160
							161-170
							171-180
							181-190
							191-200
							201-210
							211-220
							221-230
							231-240
							241-250
							251-260
							65,000
							70,000
							82,000
							92,000
							102,000
							109,000
							119,000
							126,000
							137,500
							146,000
							154,500
							164,500
							174,500
							181,500
							191,500
							203,000
							211,500
							218,500
							233,000
							237,000
							246,500
							260,000
							251-260
							73,000
							78,000
							90,000
							100,000
							110,000
							117,000
							127,000
							134,000
							145,500
							154,000
							162,500
							172,500
							182,500
							189,500
							199,500
							211,000
							219,500
							226,500
							241,000
							245,000
							254,500
							268,000
社会就労センター部会 ※注2	社会就労センター	1施設	5,500	4,500	500	20未満	定員数×1,000
						20以下	33,000
						21-30	51,000
						31-40	58,000
						41-50	64,000
						51-70	71,000
						71以上	89,000
						20未満	定員数×1,000+10,500
						20以下	43,500
						21-30	61,500
						31-40	68,500
						41-50	74,500
						51-70	81,500
						71以上	99,500
						複数施設経営の場合 (施設定員数×1,000)+(施設数×10,000)	(施設定員数×1,000)+(施設数×10,000) +(施設数×10,500)

令和7年度 愛知県社会福祉協議会会費及び種別部会費 算定基準

部会・委員会名等	施設種別	算出 基礎	愛知県社会福祉協議会会費			全国社会福祉協議会	合 計 円		
			一般事業費	部会事業費	委員会事業				
保育部会	保育所	1施設	1,350	2,450	500	7,000	11,300		
母子生活支援施設 部会	母子生活支援施設	1施設	5,500	12,000	500	定員(前年度定員又は暫定定員)	定員(前年度定員又は暫定定員)		
						20世帯未満	50,000	68,000	
						20世帯以上30世帯未満	70,000	88,000	
						30世帯以上40世帯未満	75,000	93,000	
						40世帯以上50世帯未満	80,000	98,000	
						50世帯以上	85,000	103,000	
	女性自立支援施設 女性相談支援センター	1施設	5,500	12,000	500	0	18,000		
児童ホーム部会	児童養護施設	1施設	5,500	総定員		総定員	総定員		
				30以下	3,000	500	30以下	62,000	71,000
				31-60	3,800		31-60	78,000	87,800
				61以上	4,500		61-100	94,000	104,500
						101以上	109,000	119,500	
	乳児院	1施設	5,500	30以下 3,800 31以上 4,500	500	施設割 54,000 + 定員割 定員 × 3,000 (前年度定員又は暫定定員の少ないほう)	30以下 63,800 + 定員 × 3,000 31以上 64,500 + 定員 × 3,000		
	児童自立支援施設 児童心理治療施設	1施設	5,500	30以下 3,800 31以上 4,500	500		30以下 9,800 31以上 10,500		
愛知県保育士会	保育所保育士	1人年		850		600	1,450		

※注1 「心身障害ホーム部会」 複数事業を実施している施設の会費について、①障害児施設で、障害者総合支援法に定める障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、障害児施設の事業の定員で算出する。②施設入所支援で、他の障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、施設入所支援の定員で算出する。③日中活動支援の生活介護で、施設入所支援を除く他の障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、生活介護の定員で算出する。④施設種別に当てはまらない施設にあっては、活動内容が最も近い施設種別に当てはめて会費を算出する。

※注2 「社会就労センター部会」地域活動支援センターを運営している場合の会費算出は、センター1箇所につき5,000円とする。

※注3 「母子生活支援部会」前年度3月1日時点の定員世帯数に基づく。ただし、暫定定員が適用している場合には暫定定員世帯数に応じる。

※注4 「児童ホーム部会」の児童養護施設は、当該年度4月1日時点の定員数に基づく。また、全国会費算出は、全国児童養護施設協議会の実施する会員施設基礎調査に基づく。乳児院は、前年度の定員又は暫定定員の少ないほうに基づく。また、全国会費算出は、全国乳児福祉協議会の実施する全乳協要覧作成等のアンケートの調査に基づく。